

## 一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会の 会員および会費に関する細則

### 第1条（目的）

この細則は一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会（以下、本協会という）定款第6条および第8条を補足する目的で定めるものである。

### 第2条（会費の性格）

会費は本協会の基礎をなす主要財源であり、本協会または役員・委員・支部長・支部役員・その他特命を帯びた会員が、定款第4条各号に掲げる活動を行う際の活動費に充てられるものである。

### 第3条（個人賛助会員）

定款第6条の（1）正会員になることのできる条件を有している者は、個人として（2）賛助会員になることはできないものとする。

- （1）賛助会員である個人（以下、個人賛助会員という）は総会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。
- （2）個人賛助会員は、正会員と同様に本協会主催の研修会を始めとする各種イベントに参加することができ、会報の送付を受け、ホームページの会員専用ページにアクセスすることができる。
- （3）個人賛助会員は所属事業所の所在地、所属事業所がない場合は住所地を基準として地域支部に所属するものとし、支部総会に出席し意見を述べるすることができる。ただし議決権を有しない。
- （4）個人賛助会員は、正会員と同様に地域支部主催の研修会を始めとする各種イベントに参加することができる。

### 第4条（団体賛助会員）

定款第6条の（2）賛助会員である団体（以下、団体賛助会員という）は、次の各号に掲げる賛助会員特典を付与される。

- （1）本協会が主催する有料の研修会その他イベントへの会員価格での参加の権利  
（「非会員価格」⇒「会員価格」と明記された割引チケットを、口数 × 2枚進呈）
- （2）ケアマネジメント群馬フォーラム抄録集に、賛助会員紹介コーナーを設け、口数に応じた誌面割りで団体賛助会員を紹介。
- （3）会報「ケアマネ群馬」を発行ごとに郵送。
- （4）会報紙面上で団体賛助会員を紹介。
- （5）協会から会員宛てに郵送する会報等の郵便物に、団体賛助会員からの各種案内・広

告等を、会員価格で同封。

- (6) ホームページ上で団体賛助会員を紹介。
  - (7) ホームページ上に団体賛助会員からのお知らせ・広告等を会員価格で掲載。
  - (8) 賛助会員証・会員番号を用いて賛助会員であることの明示を可とする。
  - (9) 団体賛助会員と正会員・個人賛助会員との交流事業への招待。
  - (10) 本協会理事会で決したその他の特典。
- 2 団体賛助会員は次に掲げる事項に抵触する行為を行ってはならない。
- (1) 当法人の定款及び規則並びに規定に違反する行為
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、もしくは当法人の目的に反する行為
  - (3) 倫理に反する行為
  - (4) 賛助会員であることを悪意で拡大解釈し、本協会がそのサービス・商品等を推奨し品質を保証していると、見聞きする人を混同させる恐れのある広告・表示・説明を行うこと

#### 第5条（会費の種類）

本協会の会費は次の3種類とする。

- (1) 正会員年会費
- (2) 団体賛助会員年会費
- (3) 個人賛助会員年会費

#### 第6条（入会金および会費の額）

本協会の正会員になろうとする者は、入会手続きに際し入会金および年会費を支払わなければならない。

(2) 入会金は2,000円とし、新規入会時の1回のみ支払うものとする。ただし、本協会の正会員であった者が退会し、後に再び入会する場合には、再度入会金を支払わなければならない。なお、賛助会員は入会金の支払いを要さない。

- (3) 令和2年度分の年会費は以下の通りとし、年会費の額に変更がない限り、翌年度以降も同額とする。
  - ① 正会員の年会費を4,000円とする。
  - ② 団体賛助会員の年会費を1口あたり5,000円とする。ただし、2口以上から受け付けるものとする。
  - ③ 個人賛助会員の年会費を3,000円とする。
- (4) 前項①および③について、各年度の10月1日以降に新規入会した場合は、規定額の2分の1を当該年度の年会費額とする。
- (5) 前項①および③について、各年度の1月1日以降に新規入会した場合は、所定の入会金および年会費を納入することで、次年度の年会費の支払いを免除される。

- (6) 本条第2項の規定にかかわらず、本協会は理事会の議決により、一定の条件の下で新規入会者に対し、入会金の支払いを免除することができる。

#### 第7条（会費の納入時期・方法）

定款第6条に定める会員は、前条各号に定める会費を毎年度6月の最終平日までに納入しなければならない。ただし、6月最終平日以降に新規入会した場合は入会時もしくは入会后速やかに会費を納入しなければならない。

#### 2 会費の納入方法は次のいずれかとする。

- ①本協会指定銀行口座への振り込み。ただし振込手数料は会員負担とする。
- ②キャッシュレス決済（会費ペイを用いてのカード決済）による納入。ただし手数料は会員負担とする。
- ③事務局窓口での現金支払い。
- ④その他に本協会または地域支部主催の研修や各種イベント等の受付に臨時の会費納入窓口が設けられた場合は、その場での現金支払いを可能とする。

#### 第8条（本細則の改定および廃止）

本細則を改定および廃止する場合は、理事会において審議し決議するものとする。

#### 2 前項の決議にあたっては、監事同席の下で出席理事の過半数の賛成を要する。

本細則は令和2年4月1日より効力を発する。